第2表（平成27年分以降用）

相続税の総額の計算書

被相続人	

この表は、第１表及び第３表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表のㇵ欄及びヘ欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額	
(イ)（第１表⑥Ⓐ）	円 ,000	3,000万円＋（600万円×（Ⓐの法定相続人の数）ロ 人）＝	ハ 万円	ニ (イ)－(ハ)	円 ,000
ホ（第３表⑥Ⓐ）	,000	ロの人数及びハの金額を第１表Ⓑへ転記します。		ヘ (ホ)－(ハ)	,000

④ 法定相続人（(注) １参照）			⑤ 左の法定相続人に応じた法定相続分		第１表の「相続税の総額⑦」の計算		第３表の「相続税の総額⑦」の計算	
氏名	被相続人との続柄				⑥ 法定相続分に応ずる取得金額（ニ×⑤）（1,000円未満切捨て）	⑦ 相続税の総額の基となる税額（下の「速算表」で計算します。）	⑨ 法定相続分に応ずる取得金額（ヘ×⑤）（1,000円未満切捨て）	⑩ 相続税の総額の基となる税額（下の「速算表」で計算します。）
					円 ,000	円	円 ,000	円
					,000		,000	
					,000		,000	
					,000		,000	
					,000		,000	
					,000		,000	
					,000		,000	
					,000		,000	
					,000		,000	
法定相続人の数	Ⓐ 人		合計	1	⑧ 相続税の総額（⑦の合計額）（100円未満切捨て）	00	⑪ 相続税の総額（⑩の合計額）（100円未満切捨て）	00

(注) １　④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
２　⑧欄の金額を第１表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第１表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第３表⑦欄へ転記します。

○この表を修正申告書の第２表として使用するときは、(イ)欄には修正申告書第１表のロ欄の⑥Ⓐの金額を記入し、ホ欄には修正申告書第３表の１のロ欄の⑥Ⓐの金額を記入します。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	200,000千円以下	300,000千円以下	600,000千円以下	600,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	－	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
⑥欄の金額×税率－控除額＝⑦欄の税額　　⑨欄の金額×税率－控除額＝⑩欄の税額
例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額（⑦欄）は、30,000千円×15%－500千円＝4,000千円です。

○連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。